

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	三先公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	株式会社ニシオカ	¥1,616,120	10月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
2	扇町公園地下駐車場排水ポンプ修繕	設備修繕	(株) 荏原製作所	¥1,320,000	10月29日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
3	駐車場共通回数券ほか1点印刷 (その2)	08特殊印刷	アマノ株式会社	¥1,878,800	10月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
4	南恩加島公園多目的トイレ扉修繕 (緊急)	設備修繕	(株)結城工務店	¥1,988,000	10月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	G 2 3	-
5	桜之宮公園便所流水金具及び大便器修繕 (緊急)	設備修繕	(株)モリテック	¥1,056,000	10月31日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	G 2 3	-
6	南部方面管理事務所内 B倉庫シャッター 修繕	建物修繕	東洋シャッター(株)	¥1,210,000	11月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
7	黒崎町公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	¥1,650,000	11月13日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
8	扇町公園地下駐車場汚水ポンプ修繕	設備修繕	(株) 荏原製作所	¥1,210,000	11月19日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
9	御幣六公園ほか3公園遊具修繕	設備修繕	株式会社コトブキ	¥1,398,100	11月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-
10	梅檀木橋ライトアップ設備修繕	設備修繕	小松電気工業(株)	¥1,397,000	11月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G 3	-

随意契約結果（物品等）

第3四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	水質試験所イオンクロマトグラフ分析装置修繕（緊急）	備品修繕	株式会社ジェイ・サイエンス関西	¥1,457,170	11月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第5号	G3およびG11	-
12	水質試験所ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕（緊急）	備品修繕	島津サイエンス西日本株式会社	¥1,836,626	11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第5号	G3およびG11	-
13	令和6年度 複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕	備品修繕	新コスモス電機株式会社	¥1,422,498	12月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	令和6年度 井高野抽水所動力制御盤電気設備修繕	設備修繕	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	¥1,573,000	12月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
15	市岡工営所消防用設備修繕	備品修繕	(株)フォース	¥1,092,300	12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G 3 3	-
16	もと南工営所ボイラー設備修繕	備品修繕	(株)ヒラカワ	¥1,403,600	12月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	-
17	成育公園ほか5公園遊具修繕	備品修繕	(株)ニシオカ	¥1,578,720	12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	-
18								
19								
20								

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

三先公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 ニシオカ

3 随意契約理由

本件は、三先公園・港南公園・弁天東公園・泉尾浜公園に設置している複合遊具における転落防止柵の亀裂と、三軒家公園の幼児用ブランコ、長橋公園の児童用ブランコの座板破損が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園地下駐車場排水ポンプ修繕

2 契約相手方

株式会社 荏原製作所

3 随意契約理由

本件は、扇町公園地下駐車場内の排水を、下水道本管へ圧送するための排水ポンプについて修繕を行うものである。

当該排水ポンプの吸い上げ能力が低下し、正常に作動していないことが判明したため、今後も継続的に正常な運転を行う必要があることから修繕を行う。

当該設備は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。

また、修繕において設備の調整や運転確認を行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか1点印刷（その2）

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課

随意契約理由書

1 修繕名称

南恩加島公園多目的トイレ扉修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社結城工務店

3 随意契約理由

本件は、南恩加島公園にある多目的トイレの扉が部材の腐朽により破損し、使用できない状態であることから修繕を行うものである。

現在、当該トイレは使用禁止にしているが、当該公園は地域に密着した公園であり、利用者が多い。

このまま使用禁止の状態が続いた場合、代替施設の提供ができず、公園利用者の利便性を大きく損なうことから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

桜之宮公園便所流水金具及び大便器修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社モリテック

3 随意契約理由

本件は、桜之宮公園内にある便所にて流水が止水不能となった為、修繕を行うものである。

止水不能は男性用、女性用トイレブース内及び多目的トイレ内で発生し、流水が止まらない状態となり使用禁止措置としており、このまま利用できない状態が続くと利用者に対して快適な施設を提供できず利用者の利便性を損なうことになる。

また、当該箇所の流水が止まらない状態で不必要な水道料金を支出し、市民財産を損失させることから早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 扇町公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称

南部方面管理事務所内 B 倉庫シャッター修繕

2. 契約相手方

東洋シャッター株式会社

3. 随意契約理由

本件は、南部方面管理事務所内 B 倉庫シャッターの開閉が出来なくなったため修繕を行うものである。

当倉庫は、南部方面管理事務所管理課が保管している災害用トイレ等の存置場所として利用しており、このままの状態ではシャッターの開閉が出来ないため、災害時に災害用トイレの搬出に支障をきたす状態であるため、至急に修繕する必要がある。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では制作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能について補償を持たせるため必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

南部方面管理事務所 管理課

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

黒崎町公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、黒崎町公園、管北公園、福島公園、鷺洲中公園、伝法東公園、西九条西公園について、児童用ブランコの金具・鎖の損耗、座板・塗装が劣化している状況であり、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園地下駐車場排水ポンプ修繕

2 契約相手方

株式会社 荏原製作所

3 随意契約理由

本件は、扇町公園地下駐車場内の排水を、下水道本管へ圧送するための排水ポンプについて修繕を行うものである。

当該排水ポンプの吸い上げ能力が低下し、正常に作動していないことが判明したため、今後も継続的に正常な運転を行う必要があることから修繕を行う。

当該設備は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。

また、修繕において設備の調整や運転確認を行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称
御幣六公園ほか3公園遊具修繕

2 契約相手方
株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は御幣六公園、北之町公園、三津屋中央公園、南江口公園に設置されている遊具の修繕を行うものである。

現在、御幣六公園に設置されている複合遊具スライダー部に亀裂が生じており、北之町公園、三津屋中央公園に設置されている複合遊具は、滑り台裏面の補強ステーが破損、南江口公園に設置されている幼児用ブランコの座板には亀裂が生じている。

来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

梅檀木橋ライトアップ設備修繕

2. 契約の相手方

小松電気工業（株）

3. 随意契約理由

本件は、梅檀木橋のライトアップ設備について照明分電盤の不具合により調光や演出に問題が生じているため、修繕を行うものである。

本設備は、岩崎電気（株）が設計製作しており、修繕にあたっては製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の独自技術が必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社である岩崎電気（株）から本設備のアフターサービスを移管されている小松電気工業（株）のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1. 修繕名称：水質試験所 イオンクロマトグラフ分析装置修繕（緊急）

2. 契約相手方：株式会社ジェイ・サイエンス関西 大阪支店

3. 随意契約理由

水質試験所では、市内の事業場の活動に伴って発生する工場排水に含まれる有害物質を測定している。得られた結果は、水質汚濁防止法等に規定される排水基準値と照合し、事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

現在、ふっ素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素などのイオン成分を測定するイオンクロマトグラフ分析装置において、本体内部の劣化により分析中の異常停止などの不具合が頻発している状況にある。このため、日々搬入される工場排水の分析を円滑に行うことができていない。

このため、日々搬入される工場排水の分析が行えず、排水基準値を超える排水が下水処理場に流入した場合、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく、必要以上の大量の薬品を投入し処置しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流された場合は、自然環境の破壊に直結するとともに、下水管の腐食などの影響、周辺住民の生活環境の悪化も懸念され、市民の生命・財産に影響を及ぼすことから至急、修繕の必要がある。

契約相手方の業者はサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製イオンクロマトグラフ分析装置の保守サービスを受け持つ、本局に対する唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5. 担当部署

下水道部下水道資源循環課 水質試験所

随意契約理由書

1. 修繕名称：水質試験所ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕（緊急）

2. 契約相手方：島津サイエンス西日本株式会社 大阪支店

3. 随意契約理由

水質試験所では、下水及び工場排水に含まれる揮発性有機化合物（VOC）の測定を行っている。下水処理場放流水の揮発性有機化合物の測定は、下水道法施行令第12条第2項により義務づけられているものである。また、工場排水の揮発性有機化合物の測定結果は、事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

今般、揮発性有機化合物を測定するガスクロマトグラフ質量分析装置において、本体内部の不具合により、測定精度が低下していることが判明したため、修繕が必要である。

このため、法令に基づく測定が実施できないだけでなく、日々搬入される工場排水の分析が行えず、排水基準を超える排水が下水処理場に流入した場合、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく大量の薬品を投入し処理しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流されれば、自然環境の破壊につながり市民の安全性を損なうことから、至急、修繕の必要がある。

上記業者は製造元である株式会社島津製作所の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5. 担当部署

下水道部下水道資源循環課 水質試験所

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器である。

本件は、当機器を繰返し使用したことによって各センサー・フィルター等の部品の消耗による誤作動等を回避するために、機能点検及び部品の取替を行うものである。

当機器を製作した新コスモス電機株式会社は、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 令和6年度 井高野抽水所動力制御盤電気設備修繕

2 契 約 相 手 方 三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回修繕する動力制御盤は、所内に電力を供給するための設備であり、井高野抽水所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術が必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から納入している電気設備の修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 設備課

随意契約理由書

1. 修繕名称

市岡工営所消防用設備修繕

2. 契約相手方

株式会社 フォース

3. 随意契約理由

本件は、消防法による「消防用設備等の点検」において、市岡工営所内の泡消火設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・誘導灯及び誘導標式が正常に作動していないことが判明したことから修繕を行うものである。

消防法では消火設備・警報設備及び避難設備の適正な状態を維持管理することが義務づけられており、このままでは同法に抵触することから、速やかに修繕を行う必要がある。

この修繕にあたっては、当方にとって競争入札に付し改めて業者選定するよりも、定期点検中に施行するほうが経済的かつ時間的にも有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、現在定期点検を実施している上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

西部方面管理事務所 管理課

市岡工営所 管理担当

随意契約理由書

1. 案件名称

もと南工営所ボイラー設備修繕

2. 相手方

株式会社 ヒラカワ

3. 随意契約理由

本件は、もと南工営所におけるボイラー設備が稼働できないため修繕を行うものである。

令和6年7月5日、南部方面管理事務所管理棟1階の一部において火災が発生し、消火はしたものの消火剤や煤等による汚れが事務室全体に広がっており、1階事務室では工営所としての機能が果たせないことから、管理棟4階集会室等に事務所機能を移転し業務を継続しているが、事務所として使用するには建築設備関係等が不十分のため、もと南工営所に事務所機能を一時移転することが決定した。

しかしながら、もと南工営所は、事務所統合以降、10年以上空施設であったため、ボイラー設備が稼働出来ない状況であることから早急に修繕する必要がある。

なお、本設備は上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では制作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての補償を持たせる必要があることから、株式会社ヒラカワに随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

南部方面管理事務所 管理課

随意契約理由書

1 修繕名称

成育公園ほか 5 公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本件は、成育公園、関目中央公園、古市中公園、鳴野東公園、鯉江公園、新喜多公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

成育公園、関目中央公園、古市中公園、鳴野東公園、鯉江公園に設置している複合遊具のパネル上部の破損、新喜多公園に設置している児童用ブランコの座板部欠損が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見緑地公園事務所